議第56号

京都市地域水道条例の一部を改正する条例の制定について京都市地域水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年2月20日提出

京都市長門川大作

京都市地域水道条例の一部を改正する条例 京都市地域水道条例の一部を次のように改正する。 別表中川簡易水道の項及び小野郷簡易水道の項を次のように改める。

中川·小野郷簡易水 道 京都市北区大宮釈迦谷、同区西賀茂氷室町、同区西賀茂西氷室町、同区西賀茂宮山、同区西賀茂蓬来谷、同区西賀茂鶯谷、同区西賀茂城山、同区西賀茂笠松、同区西賀茂鑓磨岩、同区西賀茂宮ノ谷、同区西賀茂西中尾、同区鷹峯堂ノ庭町、同区鷹峯船水、同区鷹峯牛ケ首、同区鷹峯東奥長谷、同区鷹峯奥長谷、同区鷹峯皿谷、同区中川北山町、同区中川中山、同区中川東山、同区中川西山、同区中川川登、同区杉阪道風町、同区杉阪都町、同区杉阪東谷、同区杉阪南谷、同区杉阪北尾、同区真弓八幡町、同区真弓善福、同区小野下ノ町、同区小野中ノ町、同区小野上ノ町、同区小野宮ノ上町、同区小野岩戸、同区小野水谷、同区小野笠谷、同区大森芦堂町、同区大森稲荷、同区大森中町、同区大森東町、同区大森東町、同区大森中町、同区大森東町、同区大森中山、同市右京区梅ケ畑川東及び同区梅ケ畑亀石町の各一部

附則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

中川簡易水道及び小野郷簡易水道を統合し、中川・小野郷簡易水道を設置

2 (議第56号)

する必要があるので提案する。